小郡市監查委員公表第6号

地方自治法第199条第14項の規定により、令和5年1月27日に小郡市長から、定期監査の結果に関する措置状況について通知を受けたので、同項の規定により次のとおり公表する。

令和5年2月20日

 小郡市監査委員
 髙 山
 晃

 小郡市監査委員
 佐々木 益 雄

定期監査の結果に関する措置状況

第1 監査結果と措置の件数

小監公表第16号 (令和4年10月26日付 保育所・幼稚園課)分

···· 1件

第2 講じた措置の内容

以下のとおり

小監公表第16号(令和4年10月26日付 保育所・幼稚園課)分

| | 監査の結果 | 措置の状況 |
|---|---|---|
| 1 | 指摘事項(1)現金取扱事務について適正な事務 処理を求めるもの 小郡幼稚園で徴収した通年利用に係る預かり 保育料(4月から6月分)を保育所・幼稚園課で 保管し、10月6日現在、指定金融機関等に払込 まれていなかった。 現金を直接収納したときは、特別な事情がある 場合を除くほか、当日又は翌日に指定金融機関等 に払込まなければならない。現金を長期間保管す ることがないよう適切な時期に払込まれたい。 | 小郡幼稚園で徴収した通年利用に係る預かり 保育料(4月から6月分)については、10月 12日に金融機関へ払込んだ。 7月分以降については、小郡幼稚園が保護者 全員から徴収し、現金を保育所・幼稚園課へ持 ち込んだ当日または翌日に払込んでいる。 |